



「岐阜県オミクロン株対策特別支援金」の申請受付開始！

岐阜県オミクロン株対策特別支援金の申請受付が開始されましたので概要をお知らせいたします。

要点のみのお知らせとなりますので、詳細については岐阜県のウェブサイトをご確認ください。

【岐阜県ウェブサイト】<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/201480.html>

【岐阜県オミクロン株対策特別支援金 相談窓口(コールセンター)】 電話番号 0120-663-500

新型コロナウイルス感染症の拡大やまん延防止等重点措置の要請に伴い、需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け（この影響を総称して、「新型コロナウイルス感染症の影響」という。）、自らの事業判断によらず 2022 年 1 月又は 2 月の売上が、2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれかの年の同月と比べて 15%以上減少した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中堅企業、中小企業その他の法人等（以下、「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下、「個人事業者等」という。）に対して、事業継続を支援するための支援金を給付します。

I 主な給付要件

【中小法人等・個人事業者等 共通】

- ・中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること
- ・2019 年以前から事業を行っている者であって、2019 年、2020 年又は 2021 年のうちいずれかの年及び 2022 年の 1 月又は 2 月において、事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、2022 年 1 月又は 2 月と基準期間の同月と比較して、月間の事業収入が 15%以上減少した月が存在すること。

【個人事業者（事業収入でない場合）】

- ・税務上、事業収入を得ておらず、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあつては被雇用者又は被扶養者ではないこと。

※オミクロン株対策特別支援金は、店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付となります。

※岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 9 弾）の対象事業者は、本支援金の対象外となります。

II 給付額 中小法人等：20 万円（定額） 個人事業者等：10 万円（定額） ※1 回限りの給付です

III 申請受付期間 令和 4 年 2 月 22 日（火曜日）～令和 4 年 4 月 28 日（木曜日）まで ※消印有効

IV 申請方法 申請書類の提出は、郵送のみ受付（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法によること）
※持参による申請、オンライン（電子メール含む）による申請は受付しません。

V 申請に必要な提出書類

①申請書 [様式 1-1] 中小法人等用 [様式 1-2] 個人事業者等用

②誓約書 [中小法人等] 代表者役職・氏名欄は法人代表者の自署（又は記名）し、登録された法人代表印を押印
[個人事業者等]、個人事業主が必ず自署

③本人確認書類の写し [中小法人等] 履歴事項全部証明書（申請日から 3 か月以内に発行されたもので、申請時の代表者氏名が記載されたもの）

[個人事業主等] 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）等

④収受日付印のついた確定申告書類の写し

・2019 年、2020 年又は 2021 年分（法人の場合は年度）のうち基準年（売上比較した年分）のもの

[中小法人等] 法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書

[個人事業主等] 所得税確定申告書 B（第一表）、青色申告書（1 枚目、2 枚目）又は収支内訳書（1 枚目、2 枚目）

⑤2022 年 1 月又は 2 月分の売上帳簿の写し

⑥申請書類チェックリスト HP よりダウンロード

⑦給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し

※売上減少率を算定する場合において、国や地方公共団体等による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれている場合はその額を除外した場合に、その受領を証明するもの